

**法人市民税
第20号様式 記載例**

令和 年 月 日 法人番号 12345678
 (宛先) 秋田市長 1234567891234

所在地 秋田市山王1丁目1-1
 (電話) 018-888-5475

事業種目 ○○業

法人名 秋田市商事 株式会社

代表者名

この申告の基礎
 1. 法人税の修正申告書の提出日
 2. 法人税の更正、決定、再更正の日

期末現在の資本金の額又は出資金の額 500,000.00
 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 500,000.00
 期末現在の資本等 500,000.00

令和 3 年 5 月 1 日から 令和 4 年 4 月 30 日までの 確定申告書

摘要	課税標準	税率	法人税割額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	1232700		
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	1232000	8.4%	103488
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ⑤×⑥	000	8.4%	
市民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪			103400
既に納付の確定した当期分の法人税割額			35600
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			67800
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 既に納付の確定した当期分の均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	12月 60,000円 × 12		600000 300000 300000
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲			97800
⑳のうち見込納付額			97800
差引 ㉑-㉒			0

名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準	均等割率
秋田支店	秋田市山王1丁目1-1 101号	1	2
秋田営業所	秋田市山王1丁目1-1 102号	2	3
合計		5	5

解散の日 令和 年 月 日
 決算確定の日 令和 4 年 4 月 30 日
 法人税の申告書の種類 青色・その他
 要・否 有(無)

還付請求税額

提出先 〒010-8560 秋田市山王1-1-1 秋田市 市民税課 TEL 018-888-5475

【この申告書の用途】
 この申告書は、仮決算による中間申告、確定した決算に基づく確定申告、申告期限経過後に税額の変更があった際の修正申告をする場合に使用します。

秋田市の管理番号(申告案内文右上の、4または9から始まる8桁の番号)を記載してください。

13桁の法人番号を記載してください。

法人税に係る修正申告、更正、決定等に基づき修正申告をする場合に、法人税に係る修正申告書の提出日、または更正、決定等を受けた年月日(通知日)を記載してください。

事業年度末現在の資本金の額又は出資金の額、資本金の額及び資本準備金の額、資本金等の額を記載してください。

法人所在地、電話番号、事業年度、申告区分等を記載してください。本店が秋田市外に所在する場合は、本店所在地も併記してください。

税務署に申告した、法人税申告書「法人税額計」の金額を記載してください。

千円未満の端数を切り捨てた課税標準額に、以下の税率を乗じて税額欄を算出してください。
 適用税率は事業年度開始日によって異なります。

事業年度開始日	税率
R1.10.1以後	8.4%
H26.10.1～R1.9.30の間	12.1%
H26.9.30以前	14.7%

※税率ごとに3種類の申告書(第20号様式)がダウンロード可能です。

⑤÷⑥×⑭で得た金額(千円未満切り捨て)を記載してください。
 ※秋田市のみ事業所を有する法人は記載不要です。

百円未満の端数は切り捨ててください。

予定申告等で既に申告済みの法人税割額、均等割額を記載してください。
 ※原則として、法人様にお送りしている確定申告案内文の「1 申告事業年度の中間納付額」として掲載している金額です。

事業年度中に事務所等を有していた月数を記載してください。
 ※存在月数が1か月に満たない場合は1か月とします。1か月以上の場合は、1か月に満たない端数を切り捨てます。

資本金および従業者数に基づいた、以下の均等割税率(年額)を記載してください。

資本金等の額	秋田市内の事務所等従業者数の合計	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	360万円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	210万円
10億円を超える法人	50人以下	49万2千円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	48万円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人以下	19万2千円
1千万円以下である法人	50人超	18万円
	50人以下	15万6千円
	50人超	14万4千円
	50人以下	6万円

※法人県民税の税率と混同しないようご注意ください。

従業者数を必ず記載してください。複数の支店がある場合は、各支店名称および支店ごとの人数も記載してください。

法人税の申告期限の延長の処分の有無について、該当する方に○を付けてください。

中間納付額の還付を受ける場合、金融機関名、預金種別、口座番号を記載するほか、還付請求税額欄にその金額を記載してください。